

渋谷区立鳩森小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日策定

I いじめの定義

- いじめとは、鳩森小学校の児童に対して一定の人的関係^(※1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^(※2)を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（インターネット上を含む。）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。

【具体的ないじめの例】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ メール、インターネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。
- ・ 服を脱がされたり、恥ずかしいことをさせられたりする。など

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめは、絶対に許されない人権侵害であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

3 鳩森小学校における取組

「鳩森小学校いじめ対策委員会^(※3)」を組織し、いじめを生まない・許さない学校づくりを行い、児童をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を推進する。

※3 「鳩森小学校いじめ対策委員会」は、校長・副校長・生活指導主任・教務主任・養護教諭・スクールカウンセラー・学校運営協議会委員、その他校長が必要と認める者で構成する。
毎週金曜日に定例委員会を開催する。

(1) 未然防止……いじめを生まない、許さない学校づくりに向けて

- 児童等にとって分かる授業、話合いや学び合いを通して互いのよさや違いを認め合える授業の実現を目指す。
- 道徳教育、人権教育、体験活動等の充実、授業等における決まりや「鳩森よい子のお約束」に基づくルールの徹底等を通じて、思いやりの心の育成や規範意識の醸成を図る。
- 異学年集団で構成されるたてわり班活動やクラブ活動、委員会活動などにおいて豊かなかかわりを構築し、自己有用感や自己肯定感、自尊感情を高めることができるようとする。
- 全ての教職員が、いじめや重大事態の定義等の法の趣旨や、学校いじめ防止基本方針の内容等を十分に理解できるよう、6月、11月、2月にいじめに関する校内研修を実施する。
- 全ての児童等に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるため、6月、11月、2月は必須として、いじめに関する授業を年間3回以上実施する。

- 11月を「鳩森小いじめ防止アクション月間」とし、各委員会活動において、児童がいじめを防止する対策を考え、全校児童にアピールする取組を行う。
- 児童等が不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することなどについて学ぶ授業「SOSの出し方に関する教育」を、第6学年の2月に実施する。
- インターネットによるいじめの防止のため、「SNS学校ルール」等を踏まえた情報モラル教育や啓発活動を行う。
- 保護者会や学校だより、ホームページ等で、「鳩森小学校いじめ防止基本方針」の内容等を周知し、家庭との連携・協力を強化する。

(2) 早期発見……いじめを直ちに発見できる学校づくりに向けて

- いじめを把握するための児童等へのアンケート調査を高学年は毎月、低学年は隔月に実施する。
- スクールカウンセラー等の教育相談により、いじめの実態を早期に把握し教職員間で適切に情報を共有するとともに、全ての教職員がいつでも相談に応じる教育相談体制を整備する。
- 児童等が躊躇することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境を作るため、スクールカウンセラーによる全員面接を第5学年の全児童を対象に行う。
- 保健室、相談室等の利用や、国、都、区等の相談窓口を定期的に周知する。
- 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。
- あらゆるいじめに対して、学級担任が一人で抱え込むことがないようするため、教職員間で情報を共有し、組織的に対応する。
- 毎週金曜日に行う生活指導連絡会において情報共有を行う。

(3) 事実確認……いじめを受けた児童を組織的に守り通す学校づくりに向けて

- いじめやいじめの疑いを把握した場合には、「鳩森小学校いじめ対策委員会」において事実確認の方策を協議する。
- 教職員は役割分担を行い、関係児童等への聞き取りや、アンケートの実施等を通じて、事実の詳細を確認する。
- 確認した事項に基づき、学校いじめ対策委員会において、いじめの解決に向けた対応方針を決定する。
- 「鳩森小学校いじめ対策委員会」での協議事項や、事実確認した事項等については、所定の様式で記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。
- 確認した事実関係と今後の対応方針については関係する保護者と共有する。

(4) 早期対応……いじめを解決し、繰り返さない学校づくりに向けて

- 「鳩森小学校いじめ対策委員会」において決定した対応方針に基づき組織として対応する。
- いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保する。
- いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童等を指導する。
- 良かれと思って行った言動や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには、一律に厳しい指導に終始することがないよう配慮する。
- いじめを見ていた児童等に対して、自分の問題として捉えられるよう指導する。
- いじめの解決に向けた対応状況については、適宜、関係する保護者と情報を共有し、対応を進めていく。
- 状況に応じて、学校だよりや保護者会の開催などにより保護者と情報を共有する。
- 必要に応じて、関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、警察と相談・連携して対応する。
- スクールソーシャルワーカー等による家庭支援など、保護者等への相談支援体制を整備する。

(5) いじめの解消について

いじめの解消についての判断は、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当な期間（少なくとも3か月を目安）継続していること、被害を受けた児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるか等について、面談等を通じて確認した上で、法第22条に基づき設置されている「鳩森小学校いじめ対策委員会」において総合的に検討し、校長が判断する。

4 重大事件への対処

(1) 重大事態の定義

○ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

【例】

- ・ 児童等が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 心身に重大な障害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合など

○ いじめにより児童等が相当の期間^(※4)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

※4 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定の期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

なお、不登校の児童等に対して、計画的なオンライン学習等の実施により、指導要録上で出席扱いしている場合であっても、当該児童等の不登校の原因がいじめである場合（疑いを含む。）には、上記に該当する。

○ 児童等の保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、重大事態が発生したものとして教育委員会を通じて区長に報告し、「いじめ重大事態」として調査に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、法第30条第1項の規定に基づき、直ちに教育委員会を通じて区長に重大事態の発生を報告する。なお、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷う時などは、教育委員会と迅速に協議し判断する。

(3) 重大事態の対処

学校において重大事態が発生した場合は、原則として、「鳩森小学校いじめ対策委員会」が当該重大事態に迅速に対処する。なお、調査に当たっては、校長が必要と認める場合には、当該学校の「鳩森小学校いじめ対策委員会」の委員以外の教職員や関係機関の職員、専門家等をメンバーとして加えることができる。

なお、児童等への対応や関係機関との連携に当たっては、以下の点に配慮する。

- ・ いじめを受けた児童等の安全を確保する。
- ・ いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝え、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、児童等や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による対処を行う。

(4) 調査結果の報告及び関係者への説明

学校が重大事態に係る調査を行った結果については、所定の様式により教育委員会に報告する。

なお、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する。